第七　平成二十年三月三十一日農林水産省告示第五百二十三号（独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令等の規定に基づき農林水産大臣が別に定める支払方法を定める等の件）の一部を次のように改正する。

第一号中「独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令」を「国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令」に、「独立行政法人森林総合研究所（」を「国立研究開発法人森林総合研究所（」に改める。

第八　平成二十年三月三十一日農林水産省告示第五百二十五号（独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令等の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める等の件）の一部を次のように改正する。

「独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令」を「国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令」に改め、第一号中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改める。

第九　平成二十年三月三十一日農林水産省告示第五百二十六号（独立行政法人森林総合研究所法附則第七条第三項の規定によりなおその効力を有する旧独立行政法人緑資源機構法第二十一条第一項の規定により賦課徴収する賦課金の総額の各受益者への割振りの基準を定める等の件）の一部を次のように改正する。

第一項中「独立行政法人森林総合研究所（」を「国立研究開発法人森林総合研究所（」に、「独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令」を「国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令」に、「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改める。

第十　平成二十年三月三十一日農林水産省告示第五百二十七号（独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令第一条の規定によりなおその効力を有する旧独立行政法人緑資源機構法施行令第十七条第三項の規定に基づく元利均等半年賦支払に係る賦課金及び負担金の据置期間を定める等の件）の一部を次のように改正する。

第一項中「独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令」を「国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令」に改める。

第十一　平成二十年三月三十一日農林水産省告示第五百二十八号（独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令第一条の規定によりなおその効力を有する旧独立行政法人緑資源機構法施行令第十七条第三項の規定に基づく農林水産大臣が定める率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

「独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令」を「国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令」に、「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改め、第二号中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

第十二　平成二十年三月三十一日農林水産省告示第五百二十九号（独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令第一条の規定によりなおその効力を有する旧独立行政法人緑資源機構法施行令第十八条第一項第一号イ(2)及び第二号イ(2)の規定に基づく農林水産大臣が定める率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

第一項中「独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令」を「国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令」に改める。

第十三　平成二十年三月三十一日農林水産省告示第五百三十号（独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令第五条の規定によりなおその効力を有する旧独立行政法人緑資源機構法施行令第十八条第二項第一号の規定に基づく農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正する。

「独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令」を「国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令」に改める。

第十四　平成二十年三月三十一日農林水産省告示第五百三十一号（独立行政法人通則法第四十七条第一号及び第二号の規定に基づき、独立行政法人森林総合研究所に係る主務大臣の指定する有価証券及び金融機関を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一号中「独立行政法人森林総合研究所（」を「国立研究開発法人森林総合研究所（」に、「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改める。

第十五　独立行政法人農業生物資源研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年十一月二十六日農林水産省告示第千九百五十三号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「独立行政法人農業生物資源研究所」を「国立研究開発法人農業生物資源研究所」に改める。

第十六　独立行政法人農業環境技術研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年十一月二十六日農林水産省告示第千九百五十四号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「独立行政法人農業環境技術研究所」を「国立研究開発法人農業環境技術研究所」に改める。

第十七　独立行政法人国際農林水産業研究センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年十一月二十六日農林水産省告示第千九百五十五号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「独立行政法人国際農林水産業研究センター」を「国立研究開発法人国際農林水産業研究センター」に改める。

第十八　独立行政法人森林総合研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年十一月二十六日農林水産省告示第千九百五十六号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

第十九　独立行政法人水産総合研究センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年十一月二十六日農林水産省告示第千九百五十七号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「独立行政法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人水産総合研究センター」に改める。

第二十　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が農業・食品産業技術研究等業務及び農業機械化促進業務に係る政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年十一月二十六日農林水産省告示第千九百六十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

第一条中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（」に、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法」に改める。

第二十一　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が農業機械化促進業務に係る民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに農林水産大臣が算定する金額の算定基準（平成二十二年十一月二十六日農林水産省告示第千九百六十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

第一条中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（」に、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法」に改める。